

2025 年度「NEDO 先導研究プログラム／未踏チャレンジ」 に係る公募要領

【受付期間】

2025 年 2 月 3 日(月)～4 月 1 日(火) 正午 アップロード完了

【提出先および提出方法】

以下フォームから必要情報の入力と提出書類アップロードを行ってください。

https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/mitou2025_001

【留意事項】

- *他の提出方法（持参・郵送・FAX・E-mail 等）は受け付けません。
- *アップロードするファイルは、全て PDF 形式で、一つの zip ファイルにまとめてください。なお、各ファイルにはパスワードは付けないでください。
- *受付期間内であれば提出書類の再提出は何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- *登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。（受付番号の表示は受理完了とは別です。）
- *入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は受付が完了できない可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

【e-Rad への登録】

- *応募に際し、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による登録も必要です。
- *e-Rad の使用にあたっては、事前に所属研究機関及び研究者の登録が必要です。所属研究機関の登録手続きに日数を要する場合があります。2 週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。
- *複数機関の連名提案で応募する場合は、応募は代表機関のみですが、機関ごとに全て e-Rad への所属機関及び研究員の登録が必要です。
- *e-Rad 登録を行わないと本事業への応募ができませんので、十分留意ください。

2025 年 2 月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2025 年度「未踏チャレンジ」の委託先の公募を行います。このプログラムへの応募を希望される方は、本公募要領に従いご応募ください。本事業は、2025 年度の政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容や予算規模、採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。

1. 事業概要・公募対象

(1) 事業内容

本事業は、脱炭素社会の実現に向けて、事業開始後 30 年先の実用化・社会実装を見据えた革新的な技術を対象として、先導研究として実施するものです。革新性及び独創性があり、将来的な波及効果が期待できる研究開発テーマについて、大学等のみの体制、または、大学等と民間企業との産学連携体制、のもとで先導研究を実施します。

また、本事業では、研究開発をより効果的に推進するために特定の技術分野・研究開発領域において専門的見地から助言等を行うプログラムオーガナイザーを配置の上、効率的に推進します。

a. 対象とする研究開発テーマ

本公募の対象とする研究開発テーマは、別添 1 のとおり、5 つの研究領域（①次世代省エネエレクトロニクス、②環境改善志向次世代センシング、③導電材料・エネルギー変換材料、④未来構造・機能材料、⑤CO₂ 有効活用）のいずれかに該当する研究開発内容とします。これらの研究領域において、研究開始から 30 年後に社会実装の可能性がある革新的な技術について、産業及び社会面も踏まえて解決すべき技術課題とそれを解決する研究開発内容を募集するものです。

研究開発テーマは、革新的な技術の必要性・重要性（産業界のニーズ含め）とともに、その技術で解決すべき課題とそれを解決する研究開発内容の必要性・重要性を求めます。

また、研究開発テーマは、革新性及び独創性が高いものであって、研究開発フェーズとしては取組みの初期の段階であり、実用化までの確実な見通しをつけることが現時点では困難であるが、研究開発に成功した場合、産業へ大きなインパクトを与えると期待できるものであること、すなわち、ハイリスクであるが、ハイリターンが期待できることを重視します。

b. 研究開発の実施体制

本事業の研究開発の実施体制は、研究開発テーマごとに企業及び大学等（※1）で構成する産学連携の体制、または、大学等のみの体制とします（企業等のみの体制は対象外）。

大学等のみで実施する場合は、現時点で連携先となる企業を模索していることを条件とし、事業開始 3 年目までに、企業の研究者等を外部有識者等として登録して頂きます。

※1 「大学等」とは、国公立研究機関、国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、並びに国立研究開発法人、独立行政法人、地方独立行政法人及びこれらに準ずる機関とします。

(2) 事業期間・規模

実施期間	規模（／年・件）
最大 5 年（原則 3～5 年。研究開発の途中段階で中間評価を実施します。）	5 百万～2 千万円程度（※2）

事業形態：委託 NEDO 負担率：100%

※2 提案内容により予算額を見直す場合があります。

2. 応募要件・実施要件

【応募要件】

応募資格のある研究開発実施機関は、次の(1)～(7)までの条件、「基本計画」及び「2025 年度実施方針」に示す条件を満たす企業、大学等とします。産学連携の体制とする場合は、大学等が企業と連名で委託予定先となる体制、又は大学等から企業への再委託（若しくは共同実施）を行う体制としてください。国立研究開発法人から企業への再委託（又は共同実施）は認めません（ただし、再委託先又は共同

実施先への資金の流れがないものは除く)。また、委託予定先となる企業から大学等への再委託（又は共同実施）も認めません。

- * 複数の法人が連帯して、NEDO との間で委託契約を締結することを想定している提案を「連名提案」と表記します。委託先が、委託業務の一部を第三者と共同で実施する「共同実施」とは異なりますので、ご注意ください。
 - * 研究者の年齢制限はございませんが、30 年後の社会実装をターゲットとしているため、主に 30 歳代の若手研究者を中心に研究が行われており、研究者がこの制度により飛躍することを期待するものです。
- (1) 当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要となる組織、人員等を有していること。
 - (2) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金及び設備等の十分な管理能力を有し、かつ情報管理体制等を有していること。
 - (3) NEDO が事業を推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
 - (4) 企業等が事業に応募する場合は、当該事業の研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。
 - (5) 産学連携の体制とする場合は、各企業、大学等の、それぞれの責任と役割が明確化されていること。大学等のみの体制の場合は、将来的に産学連携となる研究開発体制の具体的な想定があり、かつ、少なくとも現時点で連携先となる企業を模索する具体的な取組が行われていること。
 - (6) 研究組合、公益法人等が応募する場合は、参画する各企業等が当該事業の研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
 - (7) 本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な場合は、国外企業等との連携により実施することができる。

【実施要件】

本事業は、採択後、業務委託契約を締結します。業務委託契約を締結にあたっては、最新の「業務委託契約約款」を適用し、契約期間が 5 年計画の場合、初回契約期間は 3 年を原則とします。契約終了する 3 か月前を目安に、中間評価審査を実施し、継続可否、計画の見直し等を審査します。また、契約手続き等は、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施します。

【参考】

- ・ 委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.NEDO.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・ 委託事業の手続き：マニュアル <https://www.NEDO.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

3. 提出期限・提出先

「提案書」を作成し、その他提出書類とともに以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。ただし、NEDO から別途指示があった場合は、この限りではありません。

- (1) 提出期限： 2025 年 4 月 1 日（火）正午アップロード完了

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります、その場合は、ウェブサイトでお知らせいたします。提出先：WEB 入力フォーム

https://app23.infoc.NEDO.go.jp/koubo/qa/enquetes/mitou2025_001

- (2) 提出方法

上記(1)提出先の WEB 入力フォームで以下の①～⑱を入力いただき、⑳をアップロードしてください。アップロードするファイルは、提出書類毎（全て PDF 形式）に作成し、一つの zip ファイルにまとめてください。

提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。再提出の場合は、再度、全資料を再提出してください。提出された提案書を受理した際には代表法人連絡担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。

■入力項目

- ① 提案名(研究開発テーマ名を記載ください) (※)
- ② 提案する研究領域
- ③ e-Rad 応募内容提案書の課題 I D (8 桁)
- ④ 代表法人名称 (※)
- ⑤ 代表法人代表者の役職(代表取締役、総長など法人契約名義人)・氏名
- ⑥ 代表法人連絡担当者(研究開発責任者) 所属部署・役職・氏名 (※)
- ⑦ 代表法人連絡担当者(研究開発責任者) 所属住所(住所の前に郵便番号も記載すること)
- ⑧ 代表法人連絡担当者(研究開発責任者) E メールアドレス
- ⑨ 連名法人名称(複数の場合は改行して列記。該当なしの場合は「なし」と入力) (※)
- ⑩ 連名法人代表者の役職・氏名(同上)
- ⑪ 連名法人連絡担当者(研究開発責任者) 所属部署・役職・氏名(同上) (※)
- ⑫ 連名法人連絡担当者(研究開発責任者) 所属住所(同上)
- ⑬ 再委託先・共同実施先法人名称(同上)
- ⑭ 再委託先・共同実施先研究開発責任者の所属部署・役職・氏名(同上)
- ⑮ 利害関係者(同上) (※)
- ⑯ 技術的ポイント (※)
- ⑰ 代表法人の法人番号(13 桁)
- ⑱ 提案額(間接費を含めて1 億円が上限)
- ⑲ 初回の申請受付番号(再提出の場合のみ)
- ⑳ 提出書類((4) 提出書類のアップロード)

※利害関係の確認について

- NEDO は、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。
- その上で、採択審査委員の選定段階で、NEDO は利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることといたしております。
- そこで、提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の入力をお願いしております。
- NEDO から①提案名、④代表法人名称、⑥代表法人研究開発責任者、⑨連名法人名称、⑪連名法人研究開発責任者、⑯技術的ポイントを採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。技術的なポイントについては、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。
- また、NEDO が採択審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、⑮利害関係者に任意で記載いただいても構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、御協力をお願いいたします。

(3) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録手続き

応募に際して府省共通研究開発管理システム(e-Rad)へ応募内容提案書を申請することが必須です。連名提案の場合には、代表して一事業者から登録を行ってください。この場合、その他の提案者や再委託、共同実施先については、研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。詳細は、e-Rad ポータルサイトをご確認ください。

【参考】e-Rad ポータルサイト <http://www.e-rad.go.jp/>

(4) 提出書類

＜全員が提出する資料＞

- ・ 提案書（詳細は別添 2 および別添 5）
- ・ 研究開発責任者研究経歴書（詳細は別添 3）
- ・ NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（詳細は別添 4）

＜該当者が提出する資料＞

- ・ NEDO が提示した契約書（案）（本公募用に特別に掲載しない場合は、標準契約書を指します）に合意することが提案の要件となりますが、契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書
- ・ 当該研究内容に関して、国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等が連携している、若しくは関心を示していることを表す資料

＜企業が提出する資料＞

- ・ ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（別添 6）
- ・ 企業情報（詳細は別添 7）

(5) 提出にあたっての留意事項

- ・ 提出書類は日本語で作成してください。
- ・ 「応募要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
- ・ 提出書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。
- ・ 受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ・ 無効となった提出書類は、NEDO で破棄させていただきます。
- ・ 提出時に受付番号を付与します。
- ・ 再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。
- ・ アップロードされたファイルに、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、予めご了承ください。

4. 委託先の選定

(1) 審査の方法

外部有識者による採択審査委員会と NEDO 内の契約・助成審査委員会で審査します。契約・助成審査委員会では、事前審査の結果を踏まえ、NEDO が定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。必要に応じてヒアリング審査や資料の追加等をお願いする場合があります。なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

(2) 審査基準

30年後の社会実装を見据えた革新的な研究開発テーマを採択するため、「公募目的・研究開発課題との整合性」、「研究開発テーマの革新性・独創性」、「技術的実現可能性」、「研究開発計画の妥当性」、「研究開発成功時の波及効果・インパクト」、「国家プロジェクト化や社会実装に向けた構想の妥当性」、「研究開発体制の妥当性」、「予算規模・配分の妥当性」等の項目を検討し、応募要件を踏まえ総合評価します。特に、「研究開発テーマの革新性・独創性」を重視します。

(3) 契約・助成審査委員会の選考基準

次の基準により委託予定先を選考するものとする。

- i. 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。
 1. 開発等の目標が NEDO の意図と合致していること。
 2. 開発等の方法、内容等が優れていること。
 3. 開発等の経済性が優れていること。
- ii. 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。
 1. 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
 2. 当該開発等の行う体制が整っていること。

(再委託予定先等を含む。なお、国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特に NEDO の指定する相手国の研究開発支援機関の支援を受けようとしている(または既に受けている)場合はその妥当性が確認できること。)

3. 当該開発等に必要な設備を有していること。
4. 経営基盤が確立していること。
5. 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
6. 委託業務管理上 NEDO の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

なお、委託予定先の選考に当たって NEDO は、以下の点を考慮します。

1. 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
2. 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
3. 競争的な開発等体制の整備に関すること。
4. 一般社団法人若しくは一般財団法人又は技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。

(4) 委託先の公表及び通知

a. 採択結果の公表等

採択した案件に関しては、実施者名(再委託先・共同実施先含む)、事業概要を NEDO のウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b. 採択審査委員の氏名の公表について

採択審査委員の氏名は、採択案件の公開時に公開します。

c. 附帯条件

採択に当たって条件(規模の見直し、実施体制の見直し、実施期間の短縮等)を付す場合があります。

(5) スケジュール

2025 年	2 月 3 日	:	公募開始(公募説明会は WEB 上に掲載)
	4 月 1 日正午	:	公募締切
	4 月上旬～	:	案件検討
	4 月下旬	:	ヒアリング要否連絡(※5 月上旬～中旬に実施)
	5 月下旬	:	採択審査委員会(外部有識者による審査)
	5 月下旬(予定)	:	契約・助成審査委員会
	6 月上旬(予定)	:	委託先公表(プレスリリース)
	6 月ごろ(予定)	:	契約

※ 案件検討の書面審査で一定の評点を得た提案は、対面ヒアリングを 5 月に行います。対象の応募代表者には、4 月に出席依頼とヒアリングの日時等をご連絡しますので、予定の確保をお願いします。なお、個別のお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

5. 公募説明会の開催

WEB 上で説明会を開催し、当該委託業務及び提案公募に係る内容、契約に係る手続き、提案書類等を説明します。応募を予定される方は可能な限り視聴してください。なお、説明会は日本語で行います。

6. その他重要事項・留意事項

応募時の留意点や採択後の各種事務手続きなど、その他の重要事項や留意事項を「【別紙】その他重要事項・留意事項」にまとめて記載してありますので、応募に当たっては必ず事前にご一読ください。

(1) 受託業務の実施

受託業務の実施については、原則として、以下の対応をお願いします。

- ① プログラムオーガナイザーによる研究開発内容等への助言等に従うこと。
- ② 研究を推進するための研究開発推進委員会の設置、運営を行うこと。
- ③ 本事業において別途 NEDO が実施する調査に協力すること。
- ④ 委託期間終了時に、本委託事業の成果報告会で成果を報告すること。

7. 問い合わせ先

本事業の内容及び契約に関する質問等は、公募締切1営業日前の3月31日（月）正午まで電子メールで受け付けます。それ以降のお問い合わせは、受け付けませんのでご注意ください。また、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

<問い合わせ先>

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

フロンティア部 先導研究ユニット 未踏チャレンジチーム（大野、日下部、田和、上田、柳原）

E-mail: mitou@NEDO.go.jp

8. その他

【NEDO 公式 SNS】

以下のリンクの NEDO 公式 SNS をフォローいただくと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを SNS で確認できます。是非フォローいただき、ご活用ください。

【参考】NEDO 公式 SNS : <https://www.NEDO.go.jp/NEDOmail/index.html>

【NEDO 事業に関する業務改善アンケート】

NEDO では、NEDO 事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO 事業に関する業務改善アンケート」から、ご意見お寄せいただければ幸いです。なお、内容については、本事業に限りません。

https://www.NEDO.go.jp/shortcut_jigyoku.html

【別紙】その他重要事項・留意事項

◆応募にあたっての留意事項

(1) 提出資料の留意事項

提案書の実施体制に記載される委託先で、登録研究員の代表となる「研究開発責任者」を設置し、研究経歴書を提出していただきます。なお、成果対象とする論文は、研究開発責任者が第一著者または責任著者となっているもののみです。ご注意ください。

(2) 契約等に係る情報の公表・開示

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）や「NEDO における随意契約情報の公表に関する運用指針」に基づき、採択決定後、NEDO との関係や契約に係る情報を NEDO のウェブサイトで公表することがありますので、あらかじめご了承ください。また、外部からの問い合わせに応じて、契約額や交付決定額を開示する場合があります。

【参考】契約に係る情報の公表について <https://www.NEDO.go.jp/content/100431960.pdf>

随意契約に関する事項 https://www.NEDO.go.jp/nyusatsu/zuiikeiyaku_top.html

(3) 「不合理な重複」及び「過度の集中の排除」

「不合理な重複」（注 1）、又は「過度の集中」（注 2）が認められる場合には、採択を行わないことがあります。また、それらが採択後に判明した場合には、採択取り消し又は減額することがあります。

（注 1）同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（※）。）が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

○既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合

○複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合

○その他これらに準ずる場合

※ 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

（注 2）同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合

○当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合

○不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合

○その他これらに準ずる場合

※ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

- ① 現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況や、現在の全ての所属機関・役職に関する情報について応募書類や共通システムに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。
- ② 提出いただく情報については、守秘義務を負っている者のみで扱います。また、他の配分機関や関係府省間で情報が共有されることがありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有を行います。
- ③ 共通システムを活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的研究費の府省庁担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）間で共有します。応募書類や共通システムへの記載及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行います。
- ④ 研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき、所属機関に適切に研究者から報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。また、当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、事業者に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。
- ⑤ 各機関においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和 3 年 4 月 27 日 統合イノベーション戦略推進会議決定）を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程が整備されていることが重要です。各機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を必要に応じて照会を行うことがあります。
- ⑥ 今後、秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討いただきますようお願いいたします。ただし、企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等、秘匿すべき情報の範囲について契約当事者が合意している契約においては、秘匿すべき情報を提出する必要はありません。なお、必要に応じて提案者に秘密保持契約等について、関係府省または NEDO から照会を行うことがあります。

【参考】

- ・競争的研究費の適正な執行に関する指針

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf

(4) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業を受託する事業者は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という）に関する直接経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。なお、本事業以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は実績報告書への記載等（本活動に係る事項のみで結構です）により NEDO に報告してください。

【参考】「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(5) EBPM に関する取組への協力について

EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）（※）の取組を政府として推進すべく、提案時から事業終了時まで提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます）については、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合があります。

本事業への応募にあたっては、上記の EBPM に関する取組への協力を同意したものとみなします。

（※）政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとすることです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していく EBPM の推進は、2017 年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後ますます重要性が増していくことが予想されます。

(6) 提出書類の情報の取り扱い

NEDO は、応募書類等の提案書類は審査のために利用します。また、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿って定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の添付資料「研究開発責任者研究経歴書（CV）」については、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。なお、e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

◆事業運営及び実施に係る各種手続き

(1) 事業運営

① 全体の運営

NEDO は、基本計画及び毎年度策定する実施方針に沿って、本事業を運営します。NEDO が提示する基本計画及び実施方針を必ずご確認ください。なお、事業の進捗や評価、周辺環境の変化（内外の研究開発動向、政策動向、市場動向等）などの状況を踏まえ、事業内容の見直しや事業を中止する場合があります。

② 知財・データマネジメント

本事業は、「NEDO 先導研究プログラムにおける知財マネジメント基本方針」を適用し、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール規定）が適用されます。本事業の成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」（バイ・ドール調査）にご協力をいただく場合があります。

また、本事業は「NEDO 先導研究プログラムにおけるデータマネジメント基本方針」を適用します。

(2) 採択後の各種事務手続き

① プロジェクトマネジメントシステム

本事業における事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDO が運用する「NEDO プロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。なお、利用に際しては利用規約 (<https://www.NEDO.go.jp/content/100906708.pdf>) に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

② 資産の取り扱い

委託業務を実施するために購入し、または製造した取得資産のうち、取得価額が 50 万円（消費税込）以上、かつ法定耐用年数が 1 年以上の資産については、NEDO に所有権が帰属します。なお、委託先が、国立研究開発法人等（国立研究開発法人、独立行政法人）、大学等（国公立大学、大学共同利用機関、私立大学、高等専門学校）、地方独立行政法人の場合には、資産は原則として委託先・共同研究先に帰属します。また、委託先は、委託事業期間終了後、有償により NEDO 帰属資産を NEDO から譲り受けることとなっています。

(3) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

大学又は国立研究開発法人等で雇用される 40 歳未満（40 歳となる事業年度の終了日まで）の若手研究者による当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動の実施を可能とします。採択決定後、大学又は国立研究開発法人等は、実施計画書に予めその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により当機構に報告することになります。

【参考】競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針 <https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

(4) RA（リサーチアシスタント）等の雇用

第 6 期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。本事業においても RA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本事業で、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本事業を通じて知り得る秘密情報を取り扱う RA 等は、NEDO と契約を締結する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があります、本事業に直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】・第 6 期科学技術・イノベーション基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>

・研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ

<https://www8.cao.go.jp/cstp/package/wakate/wakatepackage.pdf>

・ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン

https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf

(5) 追跡調査・評価

研究開発終了後、本研究成果についての追跡調査・評価にご協力いただく場合があります。追跡調査・評価については、以下 WEB ページに掲載の「追跡調査・評価の概要」をご覧ください。

<https://www.NEDO.go.jp/content/100931274.pdf>

◆法令遵守、研究不正への対応

(1) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対応）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制[※]が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）（2021 年 5 月 1 日以降は特定類型[※]に該当する居住者を含む。）に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

※ 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

- c. また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります[※]。本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時までに、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本委託事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※ 輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

- d. 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。

・経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

（Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>）

・一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程 <https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>

・安全保障貿易ガイダンス（入門編） <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>

・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

(2) 特許出願の非公開に関する制度の留意点

a. 特許出願の非公開に関する制度

委託先は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（以下、「経済安全保障推進法」という）に基づく特許出願の非公開制度（令和 6 年 5 月 1 日施行）において出願人又は発明共有事業者としての義務を遵守することが求められます。例えば、以下の点について特に留意が必要です。

- ・ 同制度により安全保障上極めて機微な発明を含むものとして保全指定された出願の機密情報について開示の禁止及び厳格な管理が求められます（経済安全保障推進法第 74 条及び第 75 条）。
- ・ また、政令で定める特定技術分野に属する発明は保全対象の発明でないことが明らかとなるまで外国出願（PCT 出願を含む）が禁止されます（経済安全保障推進法第 78 条）。したがって外国出願を行う際には、特定技術分野との関係に十分に留意してください。これらの義務に違反した場合には、罰則が科せられ得るため、十分に留意してください。特許出願の非公開に関する制度一般の内容については以下をご覧ください。

【参考】特許出願の非公開に関する制度

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html

b. 同制度に伴う NEDO への技術情報の提示についての留意点

また、特許出願に関する詳細な技術情報であって、以下に該当する場合については、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明の構成を開示する詳細な形では、原則として NEDO に提示してはいけません。公募時に提出する提案書及びその他提出書類もこの考え方に準じますので、十分ご留意ください。

- ・ 当該特許出願が本制度による保全指定中
- ・ 当該特許出願が特許庁による内閣府への送付の可否の選定中（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない特許出願は除く）
- ・ 当該特許出願が内閣府による保全審査中
- ・ 特許出願を予定している技術情報（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない技術情報は除く）ただし、プロジェクトマネジメントにおける必要性等から NEDO が求めた場合には、NEDO が指定する方法で提示する必要があります。

(3) 研究不正への対応

① 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください： 経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらをご参照ください： NEDO ウェブサイト

https://www.NEDO.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
 - ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 6 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）
 - iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDO の事業への応募を制限します。（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。）
 - iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。
 - v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。
- #### b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

② 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、NEDO は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらをご参照ください： 経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※4. 研究不正機構達についてはこちらをご参照ください： NEDO ウェブサイト

https://www.NEDO.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。
（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間）
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。
（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間）
- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

【研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口】

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 法務部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

（電話による受付時間は、平日：9 時 30 分～12 時 00 分、13 時 00 分～18 時 00 分）

電子メール： helpdesk-2@ml.NEDO.go.jp

ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

https://www.NEDO.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

公募する研究開発テーマの対象研究領域と技術課題例

公募する研究開発テーマは、以下の研究領域に該当する研究開発内容とします。参考までに技術課題例を示しますが、これを引用せず、独自の課題を設定の上、研究開発内容についてご提案下さい。

研究領域A	次世代省エネエレクトロニクス
技術課題例 1	電力の利用範囲を広げる大電流、高耐圧、高周波のいずれにも対応する省エネデバイスに関する課題
技術課題例 2	技術課題例 1 の省エネデバイスを活かすドライブ回路、システムに関する課題
技術課題例 3	高効率でフレキシブルな電力変換と制御を実現する省エネエレクトロニクスに関する課題
技術課題例 4	高い電力密度を実現する低損失省エネデバイスに関する課題
技術課題例 5	低コストで高信頼性の半導体省エネデバイスに関する課題
技術課題例 6	再生可能エネルギー大量導入を可能とする省エネ・蓄エネデバイス、システムに関する課題
技術課題例 7	デジタル技術を用いた電力ネットワーク構築の高効率化や低コスト化に関する課題
技術課題例 8	データセンターの大幅な省電力化に資する革新的デバイスに関する課題
研究領域B	環境改善志向次世代センシング
技術課題例 1	省電力無線センサネットワークのための自立センサノード（環境発電、センサのパスシブ化含む）に関する課題
技術課題例 2	極限環境に対応できるセンサとセンシングスキームに関する課題
技術課題例 3	バイオミメティックなセンサ（アクチュエータ、センサ情報処理含む）に関する課題
技術課題例 4	ナノ領域の新原理等を活用したセンサ、センサシステムの省エネルギー化に関する課題
技術課題例 5	自動運転、データセンター、エネルギーグリッド等の省電力に貢献するMEMSセンサ（マイクロシステム含む）に関する課題
技術課題例 6	センシングに基づくオンデマンド技術に関する課題
技術課題例 7	メタマテリアルを利用したセンシング技術に関する課題（ただし、材料開発に特化した研究開発は研究領域Cで募集する）

研究領域C	導電材料・エネルギー変換材料
技術課題例 1	新しい高温超電導物質開発（設計開発を含む）や、その応用、システム設計開発に関する課題
技術課題例 2	超電導量子ビットを応用した量子コンピュータ実現に関する課題
技術課題例 3	従来の延長線上にない電子デバイス等に応用が期待される材料開発に関する課題
技術課題例 4	超高効率なエネルギー変換が期待される挑戦的なエネルギー変換材料に関する課題
研究領域D	未来構造・機能材料
技術課題例 1	超軽量化、超耐熱化、超高強度等を達成するために必要な物質の素材化に関する課題
技術課題例 2	高温、低温、高圧環境等の苛酷な環境下で対応できる材料開発に関する課題
技術課題例 3	高温で焼結しにくいセラミックス（その応用含む）に関する課題
技術課題例 4	計算機科学による超軽量、耐環境等新たな構造・機能材料の実現に関する課題
技術課題例 5	新たなプロセスによる超軽量もしくは超耐熱構造材料に関する課題
技術課題例 6	これまで実現しなかった金属等の高効率リサイクル技術に関する課題
技術課題例 7	新たな機能を有する複合材料とその製造技術に関する課題
研究領域 E	CO₂ 有効活用
技術課題例 1	NZE を実現するための CO ₂ 有効活用技術（CO ₂ を原料とした化学品合成等）に関する課題（安価な CO ₂ フリー-H ₂ の供給を含む）
技術課題例 2	低濃度（濃度 1 % 以下）CO ₂ の有効活用を実現する複合技術（化学、物理、バイオ等）に関する課題
技術課題例 3	人工光合成を用いた CO ₂ から有用有機化合物（既存品と同価格程度のプラスチック原料など）の製造に関する課題
技術課題例 4	カーボンリサイクル技術を用いた既存製品と同等コストの合成燃料等の製造に関する課題

ファイルは、A4サイズで印刷可能なサイズとしてください。提出の際は、吹出しおよび青字は削除してください。

別添 2

(提案書記載例)

「NEDO先導研究プログラム／未踏チャレンジ」に対する提案書

研究開発テーマ名 「○○○○○の研究開発」

字数制限「30文字以内」厳守

対象の研究開発課題／研究領域 「A.次世代省エネエレクトロニクス」

公募の対象となる研究領域を選択して記入してください。

○○年○○月○○日

上記の件について貴機構の委託事業を受託したく、下記の代表者名で提案させていただきます。

■代表機関

■法人番号は、国税庁の法人番号公表サイト(<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)などを用い記載してください。(13桁)

会社名 ○○○○○株式会社 (法人番号)

代表者名 ○ ○ ○ ○

※研究者名ではなく、委託契約を決裁できる方を記載ください。企業の場合は代表取締役社長、大学等の場合は当該機関の長です。大学法人は、学長または学長の契約代行者としてください。

所在地 ○○県○○市・・・・・・ (郵便番号○○○-○○○○)

連絡先 所 属 ○○○部 △△△課

役職名 ○○○○○部長

氏 名 ○○ ○○

所在地 ○○県○○市・・・・・・ (郵便番号○○○-○○○○)

TEL △△△△-△△-△△△△

e-mail *****@*****

連絡先は本提案に関する問合せに対応できる者(研究開発責任者等)としてください。連絡先が所在地と異なる場合は、連絡先所在地を記載

研究者番号ではありません

e-Rad における研究機関コード(10桁)

■連名機関

会社名 ○○○○○株式会社 (法人番号)

代表者名 ○ ○ ○ ○

所在地 ○○県○○市・・・・・・ (郵便番号○○○-○○○○)

連絡先 所 属 ○○○部 △△△課

役職名 ○○○○○部長

氏 名 ○○ ○○

所在地 ○○県○○市・・・・・・

TEL △△△△-△△-△△△△

e-mail *****@*****

連名提案の場合は、連名機関を上記記載内容に準じて列記してください。再委託先・共同実施先の記載は不要です。1ページで収まらない場合は、適宜、改ページで対応ください。

e-Rad における研究機関コード(10桁)

なお、提案内容は、次葉以降に記載いたします。

提案書の下中央にページを入れてください

(1) 研究開発の内容と目標

*記述に当たっては、既存技術の延長でなく、従来の発想によらない革新的、独創的なアプローチであることを、既存技術のベンチマークを簡潔に説明し比較した上で、本事業で実施する研究開発テーマがどの程度優れているのかが明確になるように、①②についてわかりやすく説明してください。

- ① どのような点が、高い技術チャレンジであり、世界のトップレベルの研究開発となるのか。
- ② どのような現行技術やシステムと置換されるのか（既存技術の改良でないことの説明）。どのような点が、新規性、独創性、革新性があるのか。

* 目標は、記入例を参考に、研究項目ごとに実施機関及び実施時期を明確に記入してください。

*最終目標（性能、定量的な数値等）を設定し、簡潔に説明してください。また、年度毎の達成目標（マイルストーン）もそれぞれ記述してください。数値目標が困難な場合は、進捗度を評価できる目標としてください。（「△△が可能なこと。」、「〇〇式であること。」、「△△は〇〇以上であること。」、「〇〇個以上について△△する。」、可能な限り具体的かつ定量的な表現により記載）

＜研究開発の概要＞

○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。本研究においては、研究項目A～Oを実施する。

[研究開発の内容] ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。具体的な研究項目別の内容と目標は以下の通り。

事業開始から1年毎の達成目標（※各年3月の達成目標を記入ください）

2030年3月:000000 (最終目標)

A-1 と同様に毎年目標を記載してください。以下の項目も同じく記載

事業開始から1年毎の達成目標（※各年3月の達成目標を記入ください）

[illegible]

事業開始から1年毎の達成目標（※各年3月の達成目標を記入ください）

再委託先（共同実施先）を起用した理由と役割分担を説明してください。なお、国立研究開発法人から企業への再委託又は共同実施は、原則認めておりません。（再委託先（共同実施先）へ資金の流れがないものを除く。）

(2) 研究開発成功時の波及効果・インパクト

最終的な開発成果が得られた場合（30年後を想定）に、社会実装のシナリオを示しながら、どのような波及効果があるか、また、どのようなインパクトを社会に与えるかを記載ください。

加えて、「実用化時の経済的効果（効率向上、コスト削減等）」、「省エネルギー効果（原油換算＝〇〇kL／年）」、「CO₂削減効果（CO₂排出削減量＝〇〇 ton-CO₂／年）」を概算して記述してください（間接的な効果を含む）。

（参考）標準発熱量・炭素排出係数（総合エネルギー統計）

https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/total_energy/carbon.html

(3) 国家プロジェクト化や社会実装に向けてのシナリオ・構想

*本項目では、本事業実施後に、どのような国家プロジェクト等で本格的な研究開発に発展させ、社会実装につなげていく計画であるかを説明ください。社会実装に至るまでのシナリオを、研究開発の長期的・全体的な構想とともに具体的な道筋を示しながら記述してください。

【提案技術に関連する国家戦略について】

*提案技術と関係する国家戦略を以下から一つ以上選択し、関係のない国家戦略は削除下さい。

☐ 統合イノベーション戦略2024（2024年6月4日閣議決定）

https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2024_honbun.pdf

☐ AI 戦略 2022（令和4年4月22日統合イノベーション戦略推進会議決定）

https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/aistrategy2022_honbun.pdf

☐ バイオエコノミー戦略（令和6年6月3日統合イノベーション戦略推進会議決定）

https://www8.cao.go.jp/cstp/bio/bio_economy.pdf

☐ 量子産業の創出・発展に向けた推進方策（令和6年4月9日量子技術イノベーション会議より報告）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/ryoshigijutsu/ryoshigijutsu.html>

☐ 革新的環境イノベーション戦略（令和2年1月21日統合イノベーション戦略推進会議決定）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/siryo/haihui048/siryo6-2.pdf>

☐ マテリアル革新力強化戦略（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）

https://www8.cao.go.jp/cstp/material/material_honbun.pdf

☐ 「安全・安心」の実現に向けた科学技術・イノベーションの方向性（令和2年1月21日統合イノベーション戦略推進会議）https://www8.cao.go.jp/cstp/anzen_anshin/anzen_2.pdf

☐ 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和3年6月18日関係府省）

<https://www.meti.go.jp/press/2021/06/20210618005/20210618005-3.pdf>

☐ 産業技術ビジョン 2020（令和2年5月29日経済産業省）

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/kenkyu_innovation/pdf/20200529_05.pdf

☐ 半導体・デジタル産業戦略（令和5年6月経済産業省商務情報政策局決定）

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/joho/conference/semiconductors_and_digital.pdf

☐ その他（〇〇〇〇〇）

<選択した国家戦略と提案技術の関係>

*本提案が、将来の技術ロードマップの延長線上にある政策課題の解決に資する点や、開発成功時の政策的インパクトが大きく、国家プロジェクト等として取り組むべきと考えられる点などを記載してください。

2. 実施体制

(1) 研究開発責任者

研究開発責任者とは、「代表機関」および「連名機関（連名提案の場合）」に所属する主要研究者であって、実施機関毎に研究を総括します。

研究実施機関名： ○○○○大学等の法人名を記入

研究開発責任者： 所属・役職・氏名 ○○学部 助教 ○○ ○○

電話 **-****-****（内線）

E-mail *****@*****

上記 2-1 の研究開発責任者研究経歴書を提出ください。

(2) 研究開発責任者研究経歴書

研究開発責任者研究経歴書（別添3-様式1、2）に記載の通り。

(3) 研究開発者の役割・分担

再委託先・共同実施先は不要

*提案の体制における研究開発者（本提案の研究開発責任者を含めた主要研究者全員）の役割、分担内容について下表のリストに簡潔に記載ください。代表機関研究開発責任者を筆頭にしてください。なお、所属機関との雇用関係がない方（学生等）は登録できませんので、ご注意ください。

氏名	機関名・所属	2026年3月 31日の年齢	役割・分担内容
○○ ○○	○○大学	32	研究項目 A を統括する
○○ ○○	○○大学	29	研究項目 B を統括する
○○ ○○	○○株式会社	38	研究項目 C を統括する

<社会実装に向けて、本提案技術を継続的に研究開発を発展させるための人的な取り組み>

*社会実装に向けた提案技術に関する研究開発を継続的に発展させるための人的な取り組み（研究開発者が全員 40 歳未満など）を記載ください。

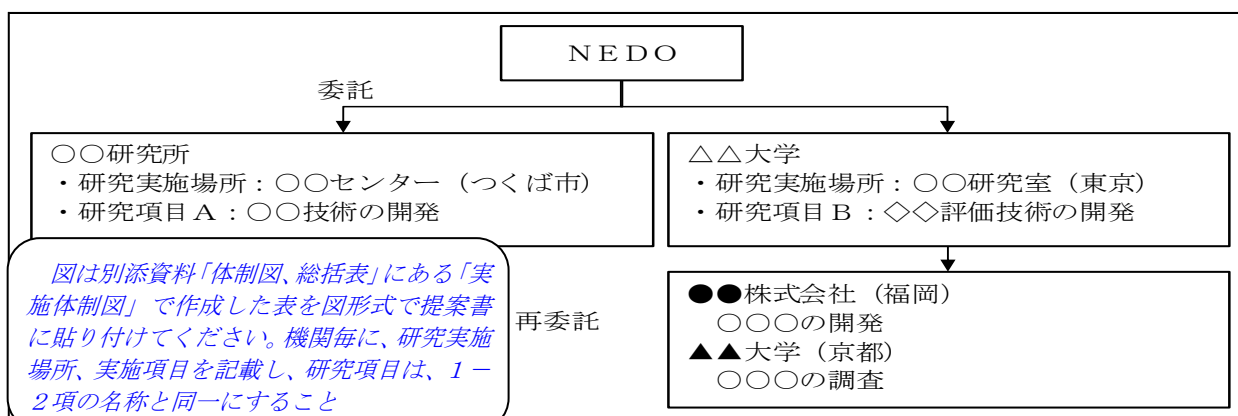
(4) 実施体制図

*本研究開発の実施体制を各機関の役割が分かるよう実施体制図の中にまとめてください。再委託先、共同実施先があるときはそれらも含めて記入してください。別添資料「体制図、総括表」を参照して作成し、図として貼り付けてください。

*採択後に委託先を追加することは中間評価後であってもできません。ただし、再委託先は、中間評価等を経たうえで所定の手続きを取ることで追加することは可能です。なお、協力先等の企業がある場合は、その旨を記載ください。

*30年後の社会実装をターゲットにしているため、本提案においては、大学単独または2機関程度による提案を想定しております。3機関以上による提案をされる場合は、その合理的な理由をご説明ください。

「****の研究」実施体制



協力先として、事業開始1年後に○○株式会社と外部有識者として事業に参画頂くことを想定しており、試作したデバイスの評価や研究計画策定に資する助言を受ける予定。

(5) 研究実施場所

※提案の研究開発を実施する場所と、その選定理由を記載してください。特に実施場所が他法人や本邦外などである場合は、その選定理由を記述してください。

(記載例)

△△株式会社：□□研究所◇◇センター（大阪）

(選定理由：□□□□□のため)

(6) 当該提案における産学連携体制に向けた具体的構想（大学等のみによる提案に限る）

※大学等のみの提案の場合、事業開始3年目までに、企業の研究者等を外部有識者等として登録する計画を提示して頂きます。今後研究開発を実施していくにあたり、どのような企業と連携し研究開発をどのように進めるのか、現時点での予定について下記を踏まえ説明ください。(必ず記載してください。)

- ・連携候補企業を模索する具体的な取り組み
- ・連携先予定の具体的企業候補が提示可能であれば、想定企業名
- ・企業等の具体的ニーズ、当該研究開発への要望（推奨）等があればその内容

※産学連携による提案の場合は記載不要であり、本項目を削除してください。

(7) 国立研究開発法人又は公益法人（社団法人・財団法人）の当該分野における専門的見地の優位性の説明（国立研究開発法人又は公益法人が実施する研究開発項目に限る）

※国立研究開発法人又は公益法人（社団法人・財団法人を含む）が実施する研究開発項目について、提案テーマの技術分野において、上記機関が技術的な優位性を有することを記載してください。

※上記の実施機関を含まない提案の場合は記載不要であり、本項目を削除してください。

3. 当該技術又は関連技術の研究開発実績

(1) 当該提案に有用な研究開発実績

※本提案に係る全ての研究機関（共同実施先及び再委託先を含む。）を対象に、提案する研究開発の実績等を記載し、提案内容を遂行できる能力を有していることを説明してください。

(2) 当該提案に使用する予定の現有設備・装置等の保有状況

※本研究開発を進めるに当たって必要と考えられる主な設備の中で、応募者が保有する設備状況とその用途を記載してください。

連名提案の場合は、機関ごとに記載下さい。

(例 示)

設 備 名 称	内 容 (使用目的・仕様等を記入してください)

4. 研究開発予算と研究員の年度展開及び予算の概算

(1) 研究開発予算と研究員の年度展開

単位: 百万円

()内は人数

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	計
研究項目A. ○○技術の開発						
A-1 ○○○の調査	0	0	0	0		0
A-2 ○○○の開発					0	(0)
研究項目B. ◇◇評価技術					(0)	(0)
B-1 ○○○の研究					0	0
B-2 ○○○の研究	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
研究項目C. 研究開			0	0	0	0
合計	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

研究開発項目と経費について一覧表にまとめてください。表は別添資料「体制図、総括表」にある「研究開発予算と研究員の年度展開」のシートに記載し、作成した表を図の形式で提案書に貼り付けてください。研究計画スケジュールを表す線の下の()内には、その年度に投入される研究員の人数を記入してください。

エクセルシートで表を作成し、この部分に貼り付けてください。
その際、表下段に記載の(注)にご留意ください。

(2) 予算の概算

①総括表

(単位: 円、消費税及び地方消費税込み)

委託先名	再委託先名・共同実施先名	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	計
1. 国立大学法人○○○○○大学							
うち再委託	株式会社□□						
うち再委託	国立大学法人□□大学						
うち共同実施	学校法人▽▽大学						
2. 国立大学法人○○○○○大学		0	0	0	0	0	0
3. ○○○○○株式会社		0	0	0	0	0	0
合計							0
うち消費税及び地方消費税							0
うちNEDO負担額							0
うちNEDO負担消費税等額							0

研究開発に必要な経費の概算額をまとめ、総括表を作成してください。表は別添資料「体制図、総括表」にある「(1)総括表」のシートに記載し、作成した表を図の形式で提案書に貼り付けてください。なお、再委託先又は共同実施先は、委託先の契約金額の内数として、再委託先等の金額(消費税込)を()書きで記載してください。

エクセルシートで表を作成し、この部分に貼り付けてください。
その際、表下段に記載の(注)にご留意ください。

②委託先／研究分担先／分室総括表

機関名：●●株式会社

(単位:円)

項目	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	計(積算内訳)
I. 機械装置等費	0	0	0	0	0	0
1. 土木・建築工事費	0	0	0	0	0	0
2. 機械装置等費	エクセルシートを作成し、この部分に貼り付けてください。 その際、エクセルシート上の表の下段に記載されている(注)にご留意ください。 シートは次のいずれかを選択して作成してください。 ア. 企業等 イ. 国立研究開発法人等 ウ. 大学等 エ. 消費税の免税事業者等					0
3. 賃借料						0
II. 労務費						0
1. 研究員等						0
2. 研究員等						0
III. その他						0
1. 委託費						0
2. 委託費						0
3. 委託費						0
4. 諸経費	0	0	0	0	0	0
小計(I + II + III)	0	0	0	0	0	0
IV. 間接経費 ^(注1)	0	0	0	0	0	0
V. 再委託費・共同実施費 ^(注2)	0	0	0	0	0	0
研究開発に必要な経費の概算額を委託先機関ごとに作成してください。表は別添資料「体制図、総括表」にある「(2)委託先総括表」から機関ごとに該当のシートに記載し、作成した表を図の形式で提案書に貼り付けてください。経費項目はそれぞれの業務委託積算基準(国立研究開発法人等「業務委託費積算基準(国立研究開発法人等用)」(https://www.nedo.go.jp/content/100906383.pdf 参照)、大学等「業務委託費積算基準(大学用)」(https://www.nedo.go.jp/content/100906384.pdf 参照)、それ以外の機関「業務委託費積算基準」(https://www.nedo.go.jp/content/100919901.pdf 参照))に準じて作成ください。						

機関名：●●大学

(単位:円)

項目	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	計(積算内訳)
I. 直接経費	エクセルシートを作成し、この部分に貼り付けてください。 その際、エクセルシート上の表の下段に記載されている(注)にご留意ください。 シートは次のいずれかを選択して作成してください。 ア. 企業等 イ. 国立研究開発法人等 ウ. 大学等 エ. 消費税の免税事業者等					
1. 物品費						
2. 人件費・謝金						
3. 旅費						
4. その他						
II. 間接経費 ^(注1)						
III. 再委託費・共同実施費 ^(注2)						
総計(I + II + III) ^(注2)	0	0	0	0	0	0
うち消費税及び地方消費税(10%)	0	0	0	0	0	0

③再委託先／共同実施先総括表

機関名：●●大学

(単位:円)

項目	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	計(積算内訳)
I. 直接経費	*再委託・共同実施先があれば作成してください。表は別添資料「体制図、総括表」にある「(3) 再委託・共同実施総括表」から該当のシートに記載し、作成した表を図の形式で提案書に貼り付けてください。					0
1. 物品費						0
2. 人件費・謝金						0
3. 旅費						0
4. その他						0
II. 間接経費 ^(注1)	0	0	0	0	0	0
総計(I + II + III) ^(注2)	0	0	0	0	0	0
うち消費税及び地方消費税(10%)	0	0	0	0	0	0

(3) 当該提案において導入を予定している機器装置・備品

*本提案の研究開発において、導入を計画している機器装置・備品をご記入ください。(200万円以上を目安とします。)

機器・設備名	研究実施機関名	金額(円)	該当の研究項目及び導入時期
○○装置 一式	○○大学	*,***,***	研究項目 B-1/6ヶ月頃
○○分析装置 一式	○○株式会社	*,***,***	研究項目 A-2/1年2ヶ月頃

5. その他の研究費の応募・受入れ状況

「○○株式会社○○ ○○(研究者名)」は、以下に示す研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づきに適切に所属機関に報告していること、誓約いたします。

*再委託・共同実施先は不要です。機関毎に研究代表者の研究費について「別添5」を参照して記載ください。

●研究費

相手機関名 (国名)	制度名/研究課題名	受給/契約 状況	研究 期間	予算額 (受入研究費額)	エフォート (%)
○○財団 (日本)	××事業/△△の開発	申請	2025.4- 2028.3	000,000 千円	10
××株式会社 (アメリカ合衆国)	■ ■の要素技術開発	契約中	2024.4- 2029.3	000,000 千円	20
—	—	—	—	—	15

●所属機関・役職(兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。)

所属機関名	役職
○×研究所	主任研究員
〇〇大学	名誉教授
××株式会社	顧問

「〇〇株式会社〇〇 〇〇(研究者名)」は、以下に示す研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき適切に所属機関に報告していること、誓約いたします。

●研究費

相手機関名 (国名)	制度名/研究課題名	受給/契約 状況	研究 期間	予算額 (受入研究費額)	エフォート (%)
〇〇財団 (日本)	××事業/△△の開発	申請	2025.4- 2028.3	000,000 千円	10
××株式会社 (アメリカ合衆国)	■ ■の要素技術開発	契約中	2024.4- 2029.3	000,000 千円	20
—	—	—	—	—	15

●所属機関・役職(兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。)

所属機関名	役職
○×研究所	主任研究員
〇〇大学	名誉教授
××株式会社	顧問

6. その他

(1) 契約に関する合意

「〇〇株式会社〇〇 〇〇(代表者氏名：会社、法人としての代表者の氏名)」は、本研究開発テーマ「〇〇〇〇〇の研究開発」の契約に際して、NEDOより提示された契約書(案)に記載された条件に基づいて契約することに異存がないことを確認した上で提案書を提出します。また、業務の実施においては、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づいて行います。

連名提案の場合は、『「〇〇株式会社〇〇〇〇」、「□□株式会社〇〇〇〇」及び「〇〇大学〇〇〇〇」は、・・・』として、連名提案者全ての代表者(再委託先等は含まない)からの合意を得てください。

(2) 本提案書及びその他提出書類に記載された技術情報の確認

本提案書及びその他提出資料中には、保全対象発明の内容、特許庁における一次審査又は内閣府における保全審査中であって特定技術分野と関係し得る特許出願の詳細な技術情報、及び、出願予定の技術情報であって特定技術分野と関係し得る詳細な技術情報については記載されていません。

－ 研究開発責任者研究経歴書の記入について －

研究経歴書は、研究開発等実施体制の審査のために利用されます（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます）。

研究開発責任者の研究経歴を研究開発責任者研究経歴書に記入し、提出してください。

【記入にあたっての注意点】

①提案の研究開発責任者：

提案機関（代表機関と連名機関）それぞれに研究開発責任者を1名選任してください。

②研究開発経歴（現職含む）：

（ア）「過去の研究実績（参画プロジェクト）」については、自社独自のプロジェクトのみならず過去に参画した NEDO プロジェクト等も含めて記載してください。また、大学への派遣や他の企業／研究機関での勤務経験なども併せて記載してください。

③受賞歴、当該研究開発に関する最近5年間の主要論文、研究発表、特許等（外国出願を含む）：

（イ）当該研究開発プロジェクトに関連する研究成果を記載してください。

（ウ）研究成果を示すものとして、「論文（研究経歴又は専門分野における代表的な論文。学会の査読の無いもの等も可）」、「研究発表（学会のみならずシンポジウム等での口頭発表等も可）」、「特許（外国出願を含む）」等がありますが、これに限定しません。なお、共著者、共同発表者、又は共同発明者でも可です。

※ 「論文、研究発表、特許等」は、原則として少なくともこれらのうち1つについて当該分野に関する研究成果を示す記述があることが必要となります。これらが無い研究者においては、「その他」項目に当該プロジェクトを遂行する上で当人の知見が不可欠であることを示す事由を記載してください。技能者や分析担当者・技術動向調査担当者等において、「論文」「研究発表」「特許」等が無い場合については、当該人物が研究に不可欠である旨を有する技能や経験に関連付けて記述してください。

経歴書作成日：

(代表機関) 研究開発責任者 研究経歴書											
氏名											
フリガナ											
生年月日 (西暦)、年齢、性別											
e-Rad 研究機関コード (10 桁)											
e-Rad 研究者番号 (8 桁)											
所属											
部署名											
役職名											
最終学歴											
学位											
学位取得年 (西暦)											
研究開発経歴 (西暦 ※現職含む)											
	年	～	年	研究開発内容							
		～									
		～									
		～									
		～									
		～									
		～									
		～									
受賞歴 (西暦 ※年月)											
	年	月		主催者名	表彰制度名称	受賞名称	受賞件名			備考	
当該研究開発に関連する最近 5 年間の成果等 (各主要なもの 10 件以下) なお、論文は、第一著者または責任著者となっている論文のみ記載それ以外は記載不要。また DOI 番号を記載のこと。											
論文	発行年	月		第一著者 (筆頭著者)	責任著者	表題	論文雑誌名	巻/ Vol	号	DOI 番号 (必須)	備考
研究発表	発表年	月		主催者名	イベント名	発表者	発表タイトル				備考
特許等	出願年	月	日	出願番号	登録番号	発明等の名称					備考
その他	年	月		タイトル	自由記述						
本研究開発プロジェクトにおける役割											
【未踏】は本文に記載											

研究開発等実施体制の審査のために利用されます。ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。

経歴書作成日：

(連名機関) 研究開発責任者 研究経歴書											
氏名											
フリガナ											
生年月日 (西暦)、年齢、性別											
e-Rad 研究機関コード (10 桁)											
e-Rad 研究者番号 (8 桁)											
所属											
部署名											
役職名											
最終学歴											
学位											
学位取得年 (西暦)											
研究開発経歴 (西暦 ※現職含む)											
	年	～	年	研究開発内容							
		～									
		～									
		～									
		～									
		～									
		～									
		～									
受賞歴 (西暦 ※年月)											
	年	月		主催者名	表彰制度名称	受賞名称	受賞件名			備考	
当該研究開発に関連する最近 5 年間の成果等 (各主要なもの 10 件以下) なお、論文は、第一著者または責任著者となっている論文のみ記載それ以外は記載不要。また DOI 番号を記載のこと。											
論文	発行年	月		第一著者 (筆頭著者)	責任著者	表題	論文雑誌名	巻/ Vol	号	DOI 番号 (必須)	備考
研究発表	発表年	月		主催者名	イベント名	発表者	発表タイトル			備考	
特許等	出願年	月	日	出願番号	登録番号	発明等の名称				備考	
その他	年	月		タイトル	自由記述						
本研究開発プロジェクトにおける役割											
【未踏】は本文に記載											

研究開発等実施体制の審査のために利用されます。ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。

NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票について

【記載要領】

- 「NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票」については、応募要件として「情報管理体制」等を有することを必須としていることから、全ての確認項目に対して採択後の契約締結時までに対応する必要があります。（仮に、契約締結時まで未対応の場合には応募要件を満たさなかったものとして不採択扱いとなります。）このため、情報管理体制等が不確実な場合は、提案者への聴取などを通じて確認する場合があります。
- なお、提案者（再委託・共同実施先は除く。）として位置づけられる全ての事業者について、1 事業者毎に 1 枚作成してください。
- また、提案時に「対応するエビデンス」の提出は不要です。ただし、契約締結後概ね 3 ヶ月を目途に、NEDO が委託先訪問時等に当該エビデンスを確認するため、各種エビデンスの整備及び保管をお願いします。
- 提出時には本ページ及び青字部分は削除してください。

No	確認項目	想定するエビデンス
2	情報管理に関する規程類を整備している。	情報セキュリティ管理規程
3	情報取扱者以外の者が、機微情報に接したり、職務上、提供を要求してはならない旨を定めている（システム上のアクセス制限等を含む）。	情報管理体制等取扱規程
4	NEDO が承認した場合を除き、親会社、地域統括会社等の事業者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の事業者以外の者に対して、機微情報を伝達又は漏えいしてはならない旨を定めている。	情報管理体制等取扱規程
5	機微情報の漏えいなどによる情報セキュリティ上の問題が発生した場合、その対応方法や連絡体制、情報漏えいした際の処分等に関するルールを定めている。	情報管理体制等取扱規程、 就業規則
6	再委託先等がある場合、再委託先等に対して自社と同様の機微情報の情報管理を求めている。	締結予定の「再委託契約書」の案文
7	情報取扱者名簿及び情報管理体制図を作成し、情報取扱者は実施計画書の研究体制に記載された者及び NEDO が了解した者のみとしている。	情報取扱者名簿及び情報管理体制図

【記載例】

NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票(研究・実証事業用)

					作成日	
事業者・代表者	国立大学法人〇〇大学 学長 〇〇 〇〇					
件名	NEDO 先導研究プログラム/未踏チャレンジ/〇〇〇〇(研究テーマを記載ください)					
本確認票の記入方法	各確認事項に対して事業者が該当する回答欄に「●」を記入し、「対応するエビデンス」には以下を記入して下さい。なお、「契約締結時に該当」とは、提案時点では未対応であるが採択決定後の NEDO との契約締結時点までに対応する場合があります。 【対応するエビデンス】 「該当」又は「契約締結時に該当」を選択した場合：エビデンスとなる書類の名称を記入して下さい。 「対象外」を選択した場合：記入不要です。					
項目欄			回答欄			確認欄
No	項目	確認事項	該当	契約締結時に該当	対象外	対応するエビデンス例
Ⅰ. 過去の契約解除実績						
1	実績	過去3年以内に情報管理の不備を理由に NEDO から契約を解除されたことはない。	●			
Ⅱ. 組織的対策						
2	規定	情報管理に関する規程類を整備している。	●			情報セキュリティ管理規程。
3	NEDO 事業での情報管理	情報取扱者以外の者が、機微情報に接したり、職務上提供を要求してはならない旨を定めている(システム上のアクセス制限等を含む)。		●		「情報管理体制等取扱規程」を整備し、システム上のアクセス制限等を構築予定。
4		NEDO が承認した場合を除き、親会社、地域統括会社等の事業者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の事業者以外の者に対して、機微情報を伝達又は漏えいしてはならない旨を定めている。		●		「情報管理体制等取扱規程」を整備予定。
5		機微情報の漏えいなどによる情報セキュリティ上の問題が発生した場合、その対応方法や連絡体制、情報漏えいした際の処分等に関するルールを定めている。		●		「情報管理体制等取扱規程」を整備予定。情報漏えいした際の処分は就業規則に記載。
6		再委託先等がある場合、再委託先等に対して自社と同様の機微情報の情報管理を求めている。		●		締結予定の「再委託契約書」の案文。
7		情報取扱者名簿及び情報管理体制図を作成し、情報取扱者は実施計画書の研究体制に記載された者及び NEDO が了解した者のみとしている。 【情報取扱者】 情報管理責任者：NEDO 事業の責任者である業務管理者であり機微情報の管理責任者 情報取扱管理者：NEDO 事業の進捗管理を行う者であり、主に機微情報を取り扱う者ではないが、機微情報を取り扱う可能性のある者 業務従事者：機微情報を取り扱う可能性のある者		●		「情報取扱者名簿及び情報管理体制図」を作成予定。

【定義】

- ・「機微情報」とは、NEDO 委託業務を通じて取得又は知り得た保護すべき技術情報を指す。
- ・「情報取扱者」とは、機微情報を取り扱う者を指す。

【注意事項】

※提案時には全項目(対象外を除く)が「該当」または「契約締結時に該当」を選択することで、応募要件を満たします。また、採択決定後の契約締結時には全項目(対象外を除く)が「該当」として、情報管理体制等を整備する必要があります。

※提案時の「対応するエビデンス」は、NEDO が求めた場合を除き、原則、提出不要です。ただし、契約締結後概ね3ヶ月を目途に、NEDO が訪問時等に当該エビデンスを確認しチェックします。なお、チェック後の本確認票とともに各種エビデンスの保管をお願いします。

【NEDO 訪問時の記入欄】

確認日	年 月 日	確認者	
-----	-------	-----	--

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿（項目必須）

	氏名	所属	役職	研究体制上の位置づけ※ ⁴	パスポート番号及び国籍※ ⁵
情報管理責任者※ ¹	A				
情報取扱管理者※ ²	B				
	C				
業務従事者※ ³	D				
	E				
再委託先等	F				

（※１）NEDO 事業の責任者である業務管理者であり機微情報の管理責任者。

（※２）NEDO 事業の進捗管理を行う者であり、主に機微情報を取り扱う者ではないが、機微情報を取り扱う可能性のある者。

（※３）機微情報を取り扱う可能性のある者。

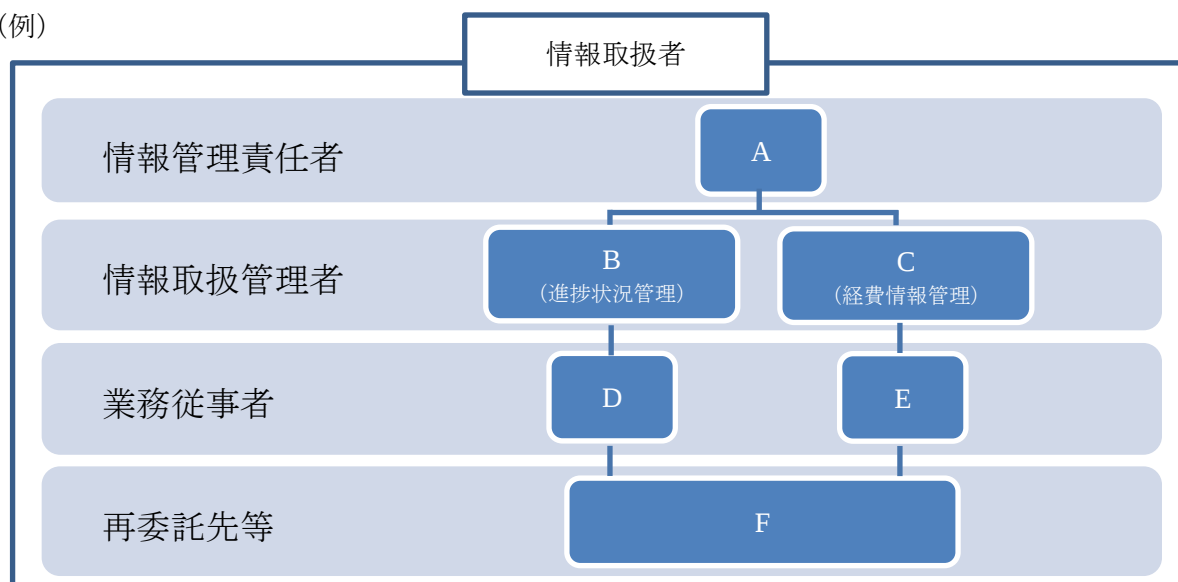
（※４）実施計画書の研究体制に登録されている者は「●印」、それ以外の者は NEDO 事業との関係性や役割を記載。

（※５）日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）以外の者は、パスポート番号及び国籍を記載し、該当しない場合は「－」と記載。

（※６）住所、生年月日については、必ずしも当該名簿での管理を要しないが、NEDO から求められた場合は速やかに提出すること。

②情報管理体制図

（例）



【留意事項】

- ・ NEDO 事業を実施した際に取得又は知り得た保護すべき技術情報を取り扱う全ての者。（再委託先も含む。）
- ・ NEDO 事業の遂行のため、最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。

その他の研究費の応募・受入状況

「競争的研究費の適正な執行に関する指針(令和3年12月17日改正)(競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)」(以下、「指針」という)では、応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために「研究代表者・研究分担者」(注1)から必要な情報を求めることとしています。

研究代表者・研究分担者が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の公的資金(競争的研究費)を除くその他の研究費(国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの(注2。))の状況(配分者名、制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート)を記入してください。

ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、エフォートのみ提出でも可能です。この場合においても必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

研究代表者・研究分担者が申請時に記載する役職以外で、他機関における役職がある場合は、機関名・役職(兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。)に関する情報を記入してください。

研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、研究代表者・研究分担者が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき、研究代表者・研究分担者が所属機関に適切に報告をしている旨の誓約を記入してください。

記入内容が事実と異なる場合には、採択されても後日取り消しとなる場合があります。

公募要領に記載の「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除も併せてご参照ください。

(注1)

NEDO事業では、各法人における研究開発責任者を指します。

(注2)

「その他の研究費」の範囲は、「指針」において「所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く」、とされています。

民間企業については、会社法第5条において、会社がその事業としてする行為及びその事業のためにする行為は商行為とする、と規定されています。従って、民間企業同士の共同研究や受託開発などは商行為に該当し、指針における「その他研究費」には含まれません。

また、民間企業が社債・株式を発行して、証券市場を通じて調達した資金や、銀行などの金融機関からの借り入れで調達した資金も、「その他研究費」には含まれません。

【記載要領】

- 2016年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点评価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。
- 本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況について、提出時点を基準として記載ください。また証拠書類等の提出をお願いする場合があります。
- 対象は、提案書の実施体制に記載される委託先で、再委託先・共同実施先は除きます。
- 提出時には青字部分は削除してください。

【記載例】

提案法人名	常時雇用する労働者数	認定状況及び取得年月日（認定が無い場合は無しと記入）
〇〇株式会社	〇名	えるぼし認定1段階（〇年〇月〇日）
〇〇株式会社	〇名	えるぼし認定行動計画（〇年〇月〇日）、ユースエール認定

【加対象認定】

（参考：女性活躍推進法特集ページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>）

認定等の区分	
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定 （えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）	プラチナえるぼし※1
	3段階目※2
	2段階目※2
	1段階目※2
	行動計画※3
次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定 （くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業）	プラチナくるみん※4
	くるみん（令和4年4月1日以降の基準）※5
	くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）※6
	トライくるみん※7
	くるみん（平成29年3月31日までの基準）※8
青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定企業）	

※1：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法第24号）による改正後の女性活躍推進法第12条に基づく認定

※2：女性活躍推進法第9条に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※3：常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

※4：次世代法第15条の2の規定に基づく認定

※5：次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定

※6：次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、※8の認定を除く。）

※7：次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定

※8：次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定

提案者に企業がいる場合に提出ください。
再委託先又は共同実施先の企業、大学等は提出不要。

企業情報

2000年00月00日

提案テーマ名	0000の研究開発			従業員数、資本金は応募時点を基準としてください。
機関名	株式会社0000（法人名）			
ウェブサイト	http://			
従業員数	00人	資本金	00百万円	
課税所得（申告）	済の直近3年分の各事業年度の課税所得の年平均額15億円以下			
会計監査人名	（会計監査人の設置がない場合は「なし」と記入ください。			
企業の種別 （該当する□を ■にしてください）	☐ 大企業 ☐ 中堅企業 ☐ 中小・ベンチャー企業			
	中小・ベンチャー企業は、業種情報を記載ください※			
	（大分類） E 製造業（例）			
	（中分類） 16 化学工業（例）			
	（小分類） 163 有機化学工業製品製造業（例）			

該当する場合は「○」を記載。

※1：「業種情報」は、総務省のホームページで記される日本標準産業分類とします。
https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm
 ※2：業種情報は大・中・小分類とし、番号と業種名を記載してください。
 ※3：複数の業種が考えられる場合は、主たる業種を1つのみ記載してください。

- 直近の事業報告書（大企業ないし中堅企業は直近1期分、中小・ベンチャー企業は直近3期分）をPDF化して本資料と併せてご提出ください
- 直近3年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主（社員）資本等変動計算書）をPDF化して本資料と併せてご提出ください

＜参考＞企業種別の定義

◆中堅・中小・ベンチャー企業の定義

以下の(ア)(イ)(ウ)又は(エ)のいずれかに該当する企業等であって、大企業等の出資比率が一定比率を超えず(注)、かつ、直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えないものをいいます。

(注) 次の企業は、大企業等の出資比率が一定比率を超えているものとします。

- ・発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している企業
- ・発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業の所有に属している企業
- ・資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されている企業。

(ア)「中小企業」としての企業

中小企業基本法第2条(中小企業者の範囲及び用語の定義)を準用し、次表に示す「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかの基準を満たす企業です。

主たる事業として営んでいる業種 ^{※1}	資本金基準 ^{※2}	従業員基準 ^{※3}
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

※1 業種分類は、「日本標準産業分類」の規定に基づきます。

※2 「資本金の額又は出資の総額」をいいます。

※3 「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。また、他社への出向者は従業員に含みます。

(イ)「中小企業者」としての組合等

以下のいずれかに該当する組合等をいいます。

1. 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が(ア)の表の「中小企業者」としての企業又は企業組合若しくは協業組合
2. 特許法施行令10条第2号ロに該当する事業協同組合等(事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会)

(ウ)「中堅企業」としての企業

常時使用する従業員の数(注)が2,000人以下かつ資本金の額又は出資の総額が10億円未満の企業であって、中小企業を除いたものをいいます。

(注) 常時使用する従業員には、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。また、他社への出向者は従業員に含みます。

(エ) 研究開発型ベンチャー

以下の条件をすべて満たす企業をいいます。

- ・試験研究費等が売上高の3%以上又は研究者が2人以上かつ全従業員数の10%以上であること。
- ・未利用技術等、研究開発成果が事業化されていない技術を利用した実用化開発を行うこと。
- ・申請時に上記要件を満たす根拠を提示すること。

◆大企業の定義

上記の(ア)から(エ)のいずれにも属さない企業であって事業を営むものをいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関(ベンチャー財団)と基本約定書を締結した者(特定ベンチャーキャピタル)
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合